

茨労発基 0710 第 1 号
令和 7 年 7 月 10 日

団体の長 殿

茨 城 労 働 局 長
(公 印 省 略)

建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設現場をはじめとする職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、全国の令和 6 年における休業 4 日以上之死傷災害は、1,195 人と調査開始以来最多となっています。特に、死亡災害については、3 年連続で 30 人以上となるなど、その対策が喫緊の課題となっています。茨城県内においてもその傾向は同様で、令和 6 年における休業 4 日以上之死傷災害は 44 人と過去最多、死亡災害においては 4 年連続で発生している状況となっています。

こうした中、厚生労働省において、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下、「安衛則」という。）を改正し、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」（以下、「改正安衛則に基づく措置」という。）を新たに義務付け、令和 7 年 6 月 1 日から施行しています（参考 1）。

特に、建設現場において交通誘導等の警備業務（以下、「警備業務」という。）に従事する警備員は、建設作業とは異なる配置や長時間にわたる拘束がある中で、異変があった場合に周囲からの察知が遅れやすい環境にあることなどを背景として、熱中症による死亡災害が毎年発生するなど深刻な状況となっており、改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっています。

また、建設業従事者についても、屋外や空調の整備が不完全な屋内で長時間作業を行う特殊性から、熱中症による死亡災害が毎年発生しており、警備業務に従事する警備員同様、改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっています。

つきましては、今回、事業者に対し新たに義務付けられた改正安衛則に基づく措置も含め、建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の実施に当たって、建設工事に関係する各主体において取り組むことが望ましい事項について、厚生労働省、警察庁及び国土交

通省において、下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれては、建設業と警備業が一体となって行う取組にご協力いただき、建設現場で作業に従事するすべての者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性ある対策の推進をお願いいたします。

記

- 1 改正安衛則に基づく措置の確実な履行確保に当たっての建設工事の元方事業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）上の元請負人など。以下同じ。）及び関係請負人（建設業法上の下請負人など。以下同じ。）と警備業務を請け負った警備会社との連携について
- （１）改正安衛則に基づく措置は、個々の事業者が講ずべきものであり、建設現場において警備業務を行う場合には、警備会社が講ずべきものであるが、建設現場において警備業務に従事する警備員は、建設作業とは異なる配置や長時間にわたる拘束がある中で、異変があった場合に周囲からの察知が遅れやすい環境にあるほか、工事の規模によっては、自宅と現場との直行又は直帰の場合や単独での警備業務の場合も少なくないことから、警備会社のみでは改正安衛則に基づく措置の確実な実施が困難な場合がある。
- （２）また、建設業従事者についても、同様に改正安衛則に基づく措置は、元方事業者、関係請負人それぞれが講ずべきものであるが、建設工事は一般に所属の異なる者が混在して、屋外や空調の整備が不完全な屋内で長時間作業を行う特殊性から、警備業務に従事する警備員同様、関係請負人のみでは改正安衛則に基づく措置の確実な実施が困難な場合がある。
- （３）このため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下、「安衛法」という。）第 30 条第 1 項に基づく協議組織等において元方事業者と関係請負人が協議の上、建設現場を統括管理する元方事業者が現場全体を対象とし、改正安衛則に基づく措置を実施するよう、関係請負人との調整を図るとともに、警備業務を請け負わせる警備会社とも調整の上、当該現場において警備業務に従事する警備員を、これらの改正安衛則に基づく措置の対象に含めることが望ましい。
- （４）熱中症の症状が認められ、医療機関を受診した際、医師から基礎疾患や健康診断の結果等、被災者に係る情報の確認を求められる場合もあることから、元方事業者が関係請負人や警備会社と調整する際には、予め医療機関からの問い合わせ先を定めておく、又は建設業従事者や警備員に所属事業場の問い合わせ先を記した物を携帯させておくなど、医療機関における応急措置が円滑に行われるような工夫を行うことが望ましい。
- （５）なお、改正安衛則に基づく措置は、安衛法第 22 条に基づくものであり、元方事業者、関係請負人及び警備業務を請け負った警備会社のそれぞれが個々の事業者として義務を追うものであるため、上記（３）に基づき、元方事業者が建設現場全体を対象とした改正安衛則に基づく措置を代表して講ずることとする場合についても、関係請負人や警備業務を請け負った警備会社が負うべき義務までも元方事業者が負う趣旨ではない。

このため、関係請負人及び警備業務を請け負った警備会社は、元方事業者との調整において、元方事業者が改正安衛則に基づく措置を講ずる予定であること、又は、元方事業者

により当該措置が実施されていることを確認する必要があること。また、元方事業者が代表して講ずることとした改正安衛則に基づく措置が未実施の場合には、元方事業者に対してその実施を求める又は自らが当該措置を講ずる必要があること。

2 熱中症予防に当たって各主体において取り組むことが望ましい事項について

(1) 発注者の取組事項

- ・ 発注者は、建設業従事者や警備員による熱中症予防も含め、施工時の安全衛生を確保するために適切な熱中症対策等の施設対応や水分・塩分補給・身体を冷却するための衣服などの備品等対応に必要な経費を計上する等の配慮を行うこと。
- ・ 受注者より、熱中症対策の強化の観点から、酷暑時の作業時間の短縮やこれに伴う工事内容や工期等の変更について申し出があった場合は、誠実に協議に応じ、発注者のルールに従って適切に対応すること（参考2）。

(2) 建設工事の元方事業者の取組事項

- ・ 元方事業者として関係請負人に対して仕事を注文する場合は、令和5年8月9日付け国不専建第24号「安全衛生対策項目の確認表の作成について」（参考3）及び令和6年3月29日付け国不専建第63号「安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について」（参考4）を踏まえて作成した標準見積書において、熱中症対策に必要な経費を明確化するよう努めるとともに、警備業務を注文する場合においても、これに準じた経費の明確化を図ることが望ましい。
- ・ 警備会社から、熱中症対策の強化の観点から必要な資機材の確保や交代要員も含めた人員の確保に必要な経費について申し出があった場合は、誠実に協議するとともに、必要に応じ、発注者と協議の上、必要な経費の確保に努めることが望ましい。
- ・ 現場全体の熱中症対策に関する計画を策定する場合は、警備会社との事前協議により、警備員の休憩時間の確保など、警備業務に従事する警備員を考慮した内容とすることが望ましい。
- ・ 建設現場において、関係請負人の労働者等が使用可能な休憩施設や水分・塩分補給のための設備等を設けた場合には、警備業務に従事する警備員にもこれらを利用できるようにすることが望ましい。

(3) 建設工事の関係請負人の取組事項

- ・ 関係請負人は、元方事業者から提示された労働災害防止対策の実施者及び対策に要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積もり、元方事業者に交付する見積書に明示することが望ましい。
- ・ 元方事業者との事前協議により、熱中症予防も含め、元方事業者が講ずる建設現場全体の安全衛生確保に向けた取組に協力すること。
- ・ 建設現場に設けられた休憩施設や水分・塩分補給のための設備等の利用に当たっては、所定のルールに沿った適切な利用に努めること。
- ・ 熱を吸収し、又は保熱しにくい服装（ファン付きベストや通気性・遮熱性の高い制服等）を採用することが望ましい。

- ・ 熱中症を予防するために、建設業従事者に、日常の健康管理を意識させ、暑熱順化を行ってから作業を行わせることが望ましい。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取させるほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出させること。

(4) 警備会社の取組事項

- ・ 警備業務に従事する警備員の熱中症を予防するために必要な資機材の確保や体調不良者が生じた場合に備えた代替要員の確保に係る経費が必要な場合は、内容を明確にした上で、元方事業者と協議の上、その確保に努めることが望ましい。
- ・ 元方事業者との事前協議により、熱中症予防も含め、元方事業者が講ずる建設現場全体の安全衛生確保に向けた取組に協力するとともに、当該内容を警備業務に従事する警備員に対して周知すること。
- ・ 建設現場に設けられた休憩施設や水分・塩分補給のための設備等の利用に当たっては、所定のルールに沿った適切な利用がなされるよう、警備員に対して必要な周知・指導に努めること。
- ・ 警備業務に従事する警備員の負担軽減に資するような作業方法（座哨警備等）や服装（ファン付きベストや通気性・遮熱性の高い制服等）を採用することが望ましい。

(5) 行政機関、関係団体の取組事項

- ・ 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署において、国土交通省、警察庁等の関係行政機関や関係団体の協力を得ながら、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を活用し、改正安衛則も含め、夏季における熱中症予防対策の徹底を図ること。
- ・ 都道府県労働局等は、発注機関連絡会議等の場を活用し、地方公共団体や都道府県単位の団体においても上記取組の促進が図られるよう、必要な働きかけを行うこと。
- ・ 厚生労働省は、高年齢労働者が多く就業する建設業及び警備業における熱中症予防対策の充実・強化を図るため、「エイジフレンドリー補助金」（参考5）などを活用した取組の推進を図る。
- ・ 厚生労働省は、関係行政機関や関係団体と連携の上、「スポットクーラーと簡易テントの組合せ」等警備業における単独での警備業務などにも対応可能な簡便な熱中症予防策について、民間企業における先進的な取組を収集し、水平展開を図る。

(参考資料)

参考1 職場における熱中症対策の強化について（リーフレット）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>)



参考2 令和7年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定
(https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001180.html)



参考3 安全衛生対策項目の確認表の作成について（令和5年8月9日付け国不専建第24号）
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001890083.pdf)



参考4 安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について（令和6年3月29日付け国不専建第63号）
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/00189_0091.pdf)



参考5 エイジフレンドリー補助金
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)



(参考情報) 国土交通省 HP：建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)





熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、消防庁



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間
7月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

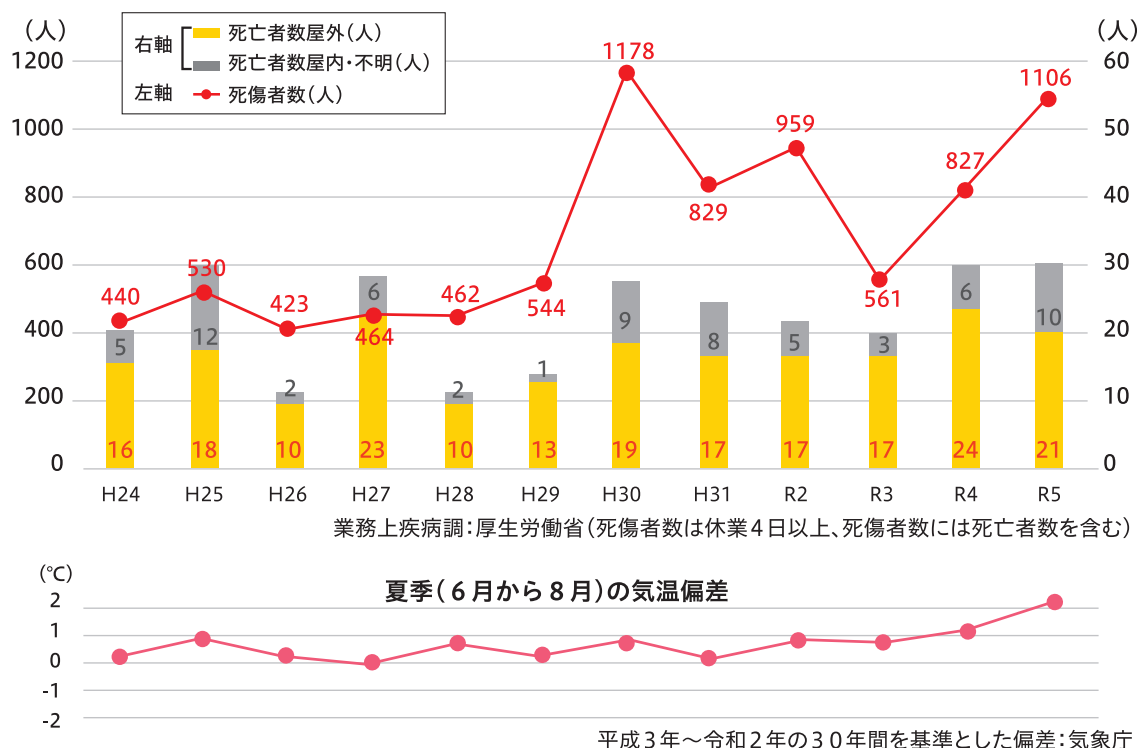


ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

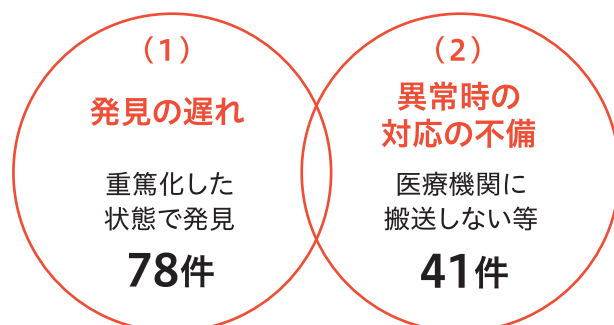
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

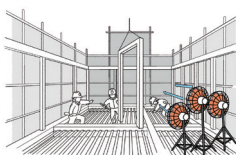
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

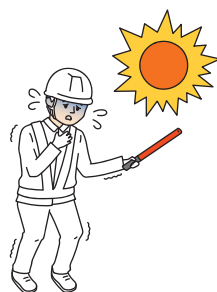


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

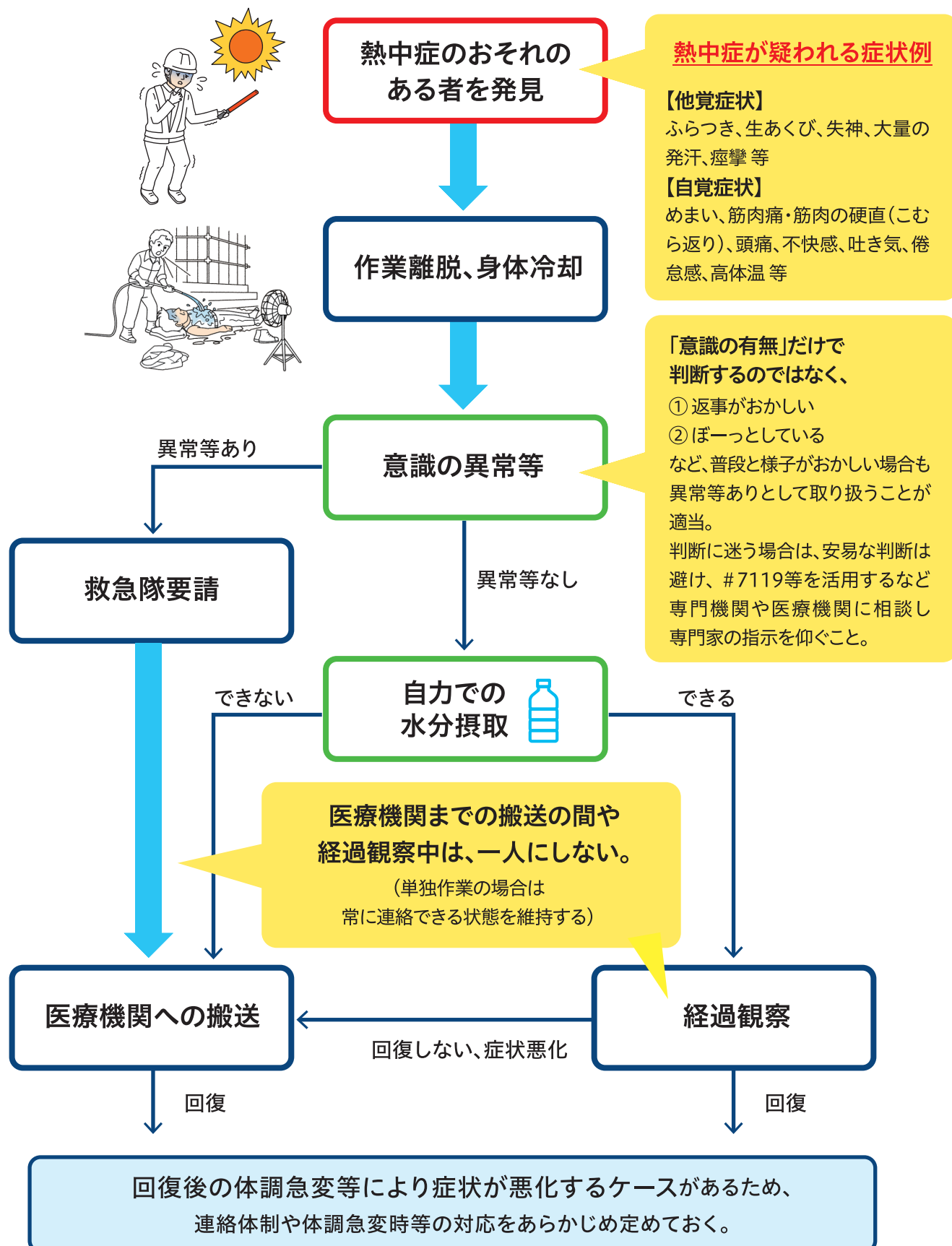
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれ
ある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

茨城県内における熱中症による死傷災害発生状況

R6.12月末速報

熱中症 月別発生状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
H27年	1			8	4			13
28年			1	4	3	2		10
29年		2		3	(1) 6			(1) 11
30年	1		5	14	7			27
R1年		2		(1) 10	11	3		(1) 26
2年			4		13	4		21
3年			1	(1) 6	6			(1) 13
4年			(1) 10	(1) 10	(1) 14	1		(3) 35
5年			2	(1) 15	12	1		(1) 30
6年速報			3	(2) 23	(1) 14	4		(3) 44
計	2	4	(1) 26	(6) 93	(3) 90	15		(10) 230

()は死亡災害で内数である

令和6年 業種別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
製造業			1	2	3	1		7
建設業				3		1		4
運送業			2	4	(1) 6	1		(1) 13
農林・畜産業				(1) 2		1		(1) 3
商業				2				2
保健衛生業				1				1
接客娯楽業				1				1
清掃業				1	1			2
警備業				2	3			5
その他の事業				(1) 5	1			(1) 6
計			3	(2) 23	(1) 14	4		(3) 44

令和6年 年齢別

	計
～19歳	
20～29歳	7
30～39歳	7
40～49歳	(2) 15
50～59歳	4
60歳～	(1) 11
計	(3) 44

外国人労働者

	計
R1年	
2年	2
3年	
4年	1
5年	(1) 1
6年	(1) 2
計	(2) 6

令和6年 時間帯別

9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	
6	4	(1) 5	(1) 5	1	
14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以降	計
10	3	3	(1) 2	5	(3) 44

監督署別発生状況

	H27年	28年	29年	30年	R1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
水戸	1	2	3	3	2	4	3	9	5	11	43
日立				1	2				1	2	6
土浦	6	4	2	7	5	5	5	3	4	9	50
筑西	2			3	2	2	1	4	5	4	23
古河		1	1	2	3		1	5	3	2	18
常総	2			3	4	1	1	6	3	5	25
龍ヶ崎	1	1	5	5	4	6		5	6	10	43
鹿嶋	1	2		3	4	3	2	3	3	1	22
合計	13	10	11	27	26	21	13	35	30	44	230

